

税金

役場での申告受付が2月から始まります

平成28年度(平成27年分)の住民税申告と、所得税及び復興特別所得税(平成27年分)の確定申告受付が始まります。
 期間 2月3日(水)～3月15日(火)
 (土日・祝日を除く)



時間 午前8時45分～11時
 午後1時～4時

場所 役場1階町民談話室
 ※受付の開始直後と受付期間終了間際は、窓口が大変混雑します。余裕を持って申告されますようご協力をお願いします。また、混雑具合により早めに受付を締切ることもありますのでご了承ください。
 ※2月1日(月)・2日(火)は、青梅税務署職員と税理士の出張相談日です。確定申告の方は、受付時間と会場が変わりますのでご注意ください。

町・都民税の申告用紙は1月25日(月)発送します

平成28年1月1日現在、日の出町内にお住まいの方が、前年中の所得を申告していただくものです。

用紙が届いた方 必要事項を記入、押印のうえ提出してください。所得がなかった方に申告用紙が届いた場合は、申告用紙裏面の「収入のなかつた方へ」の欄へ該当する事項を記入、押印して提出して

ください。

用紙が届かなかった方 役場税務課窓口
 に用意してありますのでご利用ください。
 ※申告用紙は郵送でも受付ます

必要書類を添付し、該当する事項を記入のうえ、税務課住民税係まで郵送してください。
 町・都民税の申告



「申告しなければならぬ方」

- 給与所得者で、勤務先から町へ給与支払報告書が送付されていない方
- 主たる所得以外に、給与や配当などの所得があつたが、確定申告の必要のない方
- 給与所得のみで、昨年途中に退職し再就職していない方
- 次世代育成クーポンを受給している方
- ※国民健康保険加入の方は、昨年中の所得の有無に関わらず、必ず申告してください。また、配偶者・扶養親族のいる方は必ず記載欄へ記入してください。

「申告をしなくてもよい方」

- 税務署に確定申告をする方
- 給与や公的年金の支払報告書が町に送られている方で、他に所得が無かつた方
- 申告時の持物 印鑑(スタンプ式を除く)、所得を証明するもの(源泉徴収票・事業主の支払証明書など)、生命保険料・医療費などの控除に必要な証明書・領収書・昨年の申告書の控えなど
- ※国民年金保険料に係る社会保険料控除の適用について、保険料の支払いをした

旨の証明書か領収書の添付が必要ですのでご注意ください。

町で受付できる所得税確定申告書

「還付申告書」

- ①源泉徴収票による還付申告書
- ②2年目以降の住宅借入金等特別控除による還付申告書(給与・年金所得のみ)
- ③医療費控除による還付申告書(給与・年金所得のみ)ただし、医療費の合計金額を計算してある方

「所得税が課税となる申告書」

- ①給与所得、年金所得の申告書
- ②事業所得、農業所得・不動産所得の申告書で決算書、収支内訳書の作成が済んでいる方

※譲渡所得(土地や株の売買)についての申告は、税務署でお願いします。

※町で受付できない申告書は、青梅税務署へ直接申告してください。
 住宅借入金等特別税額控除

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除対象者は、平成13年から平成18年まで、または平成21年から27年入居までの方で10年または15年間控除が継続されます。

所得税の住宅借入金等特別控除を初めて申告する方(今回の場合は平成27年分)は、確定申告を期限内に税務署へ申告するか、税務署出張相談日を利用してください。

青梅税務署からのお知らせ

平成27年分の確定申告書の提出と納税の期間は次のとおりです。

所得税・復興特別所得税

期間 2月16日(火)～3月15日(火)

※還付申告書は2月15日(月)以前でも提出できます。

贈与税

期間 2月1日(月)～3月15日(火)

個人事業者の消費税及び地方消費税

期間 1月4日(月)～3月31日(木)

青梅税務署では、所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税の申告書作成会場を次のとおり設置いたします。

開設期間 2月8日(月)～3月31日(木)(土日祝を除く)

受付時間 午前8時30分～▼申告書の受付は午後5時まで行えます。

相談時間 午前9時～午後5時

2月1日(月)～3月31日(木)までの間は、青梅税務署の駐車場は使用できません(障害者用車両は除く)。お越しの際は、公共交通機関や近隣のコインパーキングをご利用ください。

※会場は大変混雑しますので、お待ちいただく場合があります。なお、申告内容によっては作成に相当の時間を要するの
 で、余裕をもってお越しください。
 ※公的年金などの収入の合計額が400万円

問 税務課 住民税係 内線 261

以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得の合計額が20万円以下の場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。ただし、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

また、公的年金などに係る雑所得以外の所得があり、その所得の合計額が20万円以下で所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要のない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。

国税の納付は、振替納税(贈与税を除きます)やe・Tax(国税電子申告・納税システム)をご利用いただくか、お近くの金融機関で必ず納期限(所得税及び復興特別所得税・贈与税は3月15日(火)、個人事業者の消費税及び地方消費税は3月31日(木))までに納付してください。

閉庁日対応

平成27年分確定申告期に、閉庁日対応を実施しますのでご利用ください。

対応業務は、所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告書などの作成のアドバイス(電話による相談を除く)や用紙の配付、申告書などの受付です。

期日 2月21日(日)・2月28日(日)

場所 立川税務署(青梅税務署では執務を行っていません)

※大変混雑が予想されますので、あらか

じめご了承ください。また、当日は国税の領収及び納税証明書の発行は行いません。

確定申告出張相談

青梅税務署職員と税理士による出張相談で、所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告書などを作成して提出できます。ただし、譲渡所得、贈与税、内容が複雑な相談などは、税務署でご相談ください。

期日 2月1日(月)・2日(火)

受付時間 午前9時30分～11時
午後1時～3時

※混雑具合により、早めに受付を締切ることもありますのでご了承ください。

場所 役場3階第1・2会議室

持物 印鑑(スタンプ式を除く)、税務署から送付された確定申告書、所得を証明するもの(源泉徴収票・事業主の支払証明書・収支内訳書など)、生命保険料・医療費など控除に必要な証明書・領収書および前年分の確定申告書などの控えを必ず持参してください。

東京税理士会による無料申告相談

東京税理士会青梅支部所属の税理士による確定申告無料相談が、2月12日(金)～23日(火)の間で行われます。※土日を除く。

小規模納税者の方の所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税及び復興特別所得税の申告を対象としていますので、是非この機会をご利用ください。

ただし、譲渡所得、内容が複雑な相談など及び医療費の領収書などが後日必要となる方は、税務署でご相談ください。

なお、相談会場や詳細は、税務署へお尋ねください。また、お越しになる際は、印鑑(スタンプ式を除く)、申告書の作成に必要な書類及び前年分の確定申告書などの控えを必ず持参してください。

国税庁ホームページの活用

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額などを入力すれば、所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告や青色申告決算書など作成できます。作成した申告書などは、プリントアウトして「書面」で提出することができます。また、「所得税電子申告・納税システム」を利用して提出することもできます。

また、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書の用紙などは、国税庁ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

※e・Tax利用の際は、電子証明書の取得、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

平成26年分電子申告利用者の方へ

平成26年分を電子申告(電子送信だけでなく、国税庁ホームページなどを利用してパソコンで確定申告書を作成し書面提出した場合も含みます)で確定申告を

行った方へは、平成27年分の確定申告書などが送付されませんので、引き続き電子申告をご利用願います。

記載漏れにご注意ください

個人の方は平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(基準所得税額の21%)を所得税と併せて申告・納付することになります。

にせ税理士にせ税理士法人にご注意ください!

無資格者が税務相談、税務書類の作成や税務代理をすることは、法律で禁じられているばかりでなく、専門的知識に欠けているなどのため依頼者(納税者)が不測の損害を被るおそれもあります。税務書類の作成の依頼などは、正規の「税理士」に依頼しましょう。

財産債務調査書及び国外財産調査書の提出

所得税などの確定申告書を提出しなければならぬ方で、平成27年分の総所得金額および山林所得金額が2千万円を超え、かつ、平成27年12月31日時点で、その価額の合計が3億円以上の財産又はその価額の合計が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、「財産債務調査書」を平成28年3月15日(火)までに提出してください。

また、平成27年12月31日時点で、その価額の合計が5千万円を超える国外財産を有する方は、平成28年3月15日(火)までに「国外財産調査書」を提出してください。